農作物の残茎等は、適正に処理しましょう。



農作物の残茎等(稲わらや果樹のせん定枝等)は**一般廃棄物**であり、その排出者である**農業者が責任をもって適正に処理**しなければなりません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)により、廃棄物の**焼却は原則禁止**されています。

ただし、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定める場合」(同法第 16 条の二第 3 号)であって、「農業、林業又は漁業を営むために**やむを得ないもの**として行われる廃棄物の焼却」(同法施行令第 14 条第 4 号)に限り例外とされています。

農作物の残茎等を焼却することで発生する煙や臭い等が、周辺住民の方や観光客の方の健康への不安や不快感を与えている場合がありますので、焼却はできるだけ回避し、有効活用できるものは堆肥、土壌改良資材又は敷わらなどに活用するなど、適正に処理して下さい。

農作物の残茎等の処理について、ご不明な点は各市町村へ確認をお願いします。

長野県農政部農業技術課環境農業係

電話　026-235-7220